

**放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する
ワーキングチーム（第2回）ヒアリングにおける権利者の意見概要**

1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

（集中管理の実態）

- 国内の著作者1万5,000名余り、3,000社余りの音楽出版者と信託契約を締結し、海外96か国、4地域で合計125の外国団体と管理契約を締結している。管理楽曲数としては、作品データベースのJ-WIDでインターネット上に公開している分だけで約440万曲。同時配信等については、インタラクティブ配信の区分で管理している。
- 放送と同時配信等については、放送とインタラクティブ配信という区分で集中管理している。全体で管理している作品は約18万曲で、放送に関して管理をしている作品がそのうちの約60%、配信に関して管理している作品が94%、その両区分に関して管理をしている作品が約54%。放送と配信ということが同時に行われるという利用のお申入れに対して、一括許諾を行うということは原則として考えておらず、そのような実態はない。
- 日本脚本家連盟における集中管理のカバー率は約53%。放送と同時配信等を分けずに「公衆送信権」として、著作権の信託を受け、集中管理を行っている（ただし、放送用脚本の初回の放送を除く。）。
- 日本シナリオ作家協会における集中管理による著作物のカバー率は約17%。同時配信等に関する集中管理はなされており、放送と同時配信等については、利用形態・使用料率の違い等があるため、利用区分を分けている。両区分の申請を同時に行うことは可能。
- 教育関係で著作権使用がある著作者数の33%をカバーしている。そのうち公衆送信委託契約がないのは10%程度。
- 写真分野においては、放送に関して、著作権等管理事業者による大規模な著作権管理事業は行われていない。
- 放送番組に使用されたレコード実演（商業用レコードに収録された実演）について、同時配信はもちろん、見逃し配信を含むオンデマンド配信についても広く集中管理を実施している。
- テレビ放送番組の同時配信はもちろん、見逃し配信やオンデマンド配信についても、包括的な集中処理スキームを構築しており、放送事業者はこれを活用することも可能である。団体による映像コンテンツの集中管理のカバー率は約90%（非一任型含む）。
- 当協会に権利管理を委託するレコード製作者の数は745社であり、その全てが、放送二次使用料請求権の行使委任とあわせて、「放送用複製に係る複製権」と「放送番組ネット配信に係る送信可能化権」の管理を当協会に委託。管理割合は90%以上と推定。

- レコード協会が行っている放送番組のストリーミング配信の集中管理事業の協力要請を受け、権利で紐解くのではなく、ビジネスとして紐解くことにより、また事業者や利用者が容易に利用できる環境・体制を作ることが重要であり、これによりすべての当事者がWIN・WIN・WINの関係が成立すると考え、当団体もこれに賛同・協力し、一任型の委任を行っている。
- 「ボカロ楽曲」と呼ばれるDTM楽曲の有名な曲のほとんどは著作権管理団体にて著作権管理されている。また、その曲の音源やカラオケトラックに別の実演家が歌唱を吹き込んだ音源についての「原盤権」はクリエイターが自己管理（メジャーレーベルを除く）している。

(放送事業者との契約の実態)

- JASRACが管理する音楽著作物については、JASRACと放送事業者との間で包括的な利用許諾契約を締結することで、円滑な権利処理を実現している。具体的には、使用料の支払いと、利用された全ての楽曲の報告を条件に、管理楽曲の利用を許諾している。放送を許諾しつつ同時配信を許諾しないことがあるかどうかという点については、放送・有線放送とインタラクティブ配信の両方の権利を預かっていれば、それぞれの利用区分に従って許諾するが、どちらか一方しか預かっていないのであれば、その部分しか許諾できないということになる。
- 放送に関する契約のほかにインタラクティブ配信の契約もしている放送事業者も複数社ある。その他の各放送事業者又は利用者団体とは協議中。同時配信等については、許諾条件等が定まっておらず、放送事業者と継続協議を行っているサービスは多いものの、許諾をしないスタンスではない。
- 放送と同時配信等の双方を許諾する場合と放送のみを許諾する場合がある。放送のみを許諾して同時配信等を許諾しない理由としては、他の事業者との間で独占的ライセンス契約を締結している場合や、利用形態の大きな相違があることから経営戦略として許諾しない場合、許諾条件が折り合わない場合が挙げられる。
- 映画の許諾に関して、「放送」と「配信」とではビジネスモデルが異なるため、別途追加の使用料が発生するものの、事前に一括で対応できるよう配慮している。映画本篇の使用に関しては、地上波では同時配信まで許諾したケースはまだないが、BS放送に関しては、同時配信及び見逃し配信を個別の権利処理に基づいて許諾したケースがある。また、同時配信等の許諾をしない場合の理由としては、使用料に関する双方の合意が得られない場合や個社の経営判断でオンラインにおける権利侵害防止対策の一環として許諾しない場合が挙げられる。

- 放送及び同時配信等に関する契約がなされている。その際、放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しないことはない。ただし、著作権等管理事業法第16条に規定されている正当な理由がある場合はこの限りではない。
- NHK、民放在京キー局とも放送＋同時配信等に関する取り決めは存在する。放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しないことは原則ない（権利者の意向によって許諾しないことが想定されるが、現在のところ事例なし。）。「放送」利用の権利処理の際、同時に「同時配信」利用についても一括処理することで権利処理の円滑化ができる。制度的な課題として見直す必要はない。
- 放送同時配信の契約をNHK及び在京民放キー局5社と行っている。放送を許諾し、同時配信を許諾しない例はない。
- 新聞に掲載された記事・写真等を放送で利用する場合は、個別に利用申請がなされ、許諾料の支払いが行われる、新聞社ごとに、放送用の料金、ネット同時配信用の料金、オンデマンド配信用の料金などが別々に定められている。記事や写真の著作権が社外のものである場合等には、権利者の意向により配信での利用をお断りするケースが有り得る。
- 放送利用時の権利処理は、多くの場合、利用時の契約又は追加契約の際に、容易に契約によって処理されている。
- 美術の作品については、事前に、全国放送や地方放送の区別、再放送の予定の有無等を含む許諾申請を受け、申請内容に応じて諾否と使用料の回答をする。通常、放送は許諾するが、同時配信は許諾しないことは考え難い。
- アニメーションの利用における権利処理の在り方については、放送事業者との関係では直接の契約関係ではなく、二次的な契約関係にはなるが、漫画原作のコンテンツも多く当事者となるので、動画関係者の協力要請があればしっかりと対応する。
- 言語、映像、図表等の著作物の場合、通常、事前に放送局から使用許諾申請がなされ、出版社と放送局との協議の上、諾否及び使用料が決定される。協議の際には、全国放送か地方放送か、再放送の有無、同時配信等に用いられるか等の利用内容も申請され、決定される。よって同時配信等を行うことで、許諾手続に新たな交渉手続が生じるものではない。また、権利者が放送を許諾しながら、同時配信等を許諾しない場合は、ほとんど考えられない。
- 既にNHKとも個別の利用許諾申請を要さない包括的な利用許諾契約を締結している。民放事業者については、同時配信を本格実施するのか否かのビジネス的な判断をまだされていないので、包括契約の締結には至っていないが、本格実施される際には、包括契約を締結する用意がある。音楽は、比較的高度な集中化が進んでいるカテゴリーであり、放送番組に使用されるレコード実演の同時配信等については、既に円滑な権利処理が実現している。

- 映像実演の場合、放送事業者は番組制作時（出演契約時）に、放送の許諾と併せて同時配信等の許諾を得ることで、円滑な権利処理が既に実現している。「適正な対価の支払いがあれば同時配信等も許諾する」というのが実演家側の基本的なスタンス。同時配信はもちろん、見逃し配信やオンデマンド配信についても、包括的な集中処理スキームを構築しており、放送事業者はこれを活用することも可能。
- NHKとの契約については、放送、オンデマンド配信、同時配信を合わせた包括契約を締結済み。民放テレビ局とも、放送とオンデマンドの配信を合わせた包括契約を締結済み。放送と同時配信等でレコード製作者の権利は異なっているが、既に集中管理体制が整っており、かつ放送の契約と併せてワンストップの契約ができる形となっている。
- 放送事業者との直接の契約はないものの、送信可能化権については既に承諾済み。ごく稀にインターネット配信を拒否する権利者が存在（拒絶理由：好ましくない番組に使用されること、拡大解釈すると誰でも使用料を払えば使用できること）。
- 放送使用の許諾を出した音源について、「同時配信等」（同時配信、追いかけて再生、見逃し再生（期間制限付））することにアレルギーはほぼ無い。同時配信等をする場合、著作権使用料・隣接権使用料を追加で得たいと考えている場合がほとんどであり、これらの使用料を支払うための仕組みの構築を希望。

2. 放送事業者からの要望事項に対する御意見について

(1) 総論

①対象とするサービスの範囲

- 見逃し配信や先行配信なども含めて、放送と同等でないビデオオンデマンドとしてのサービスについては、放送の枠を超えた配信であるという考えは変わらない。
- 配信するコンテンツについて完全に放送と同一コンテンツであることを条件としないこと及びCMについては放送同様、配信における差し替えも容認すべきであることについては二次利用に留まらないため、特に検討が必要。
- インターネット配信は利用主体が放送事業者に限定されていない点、送信先の限定がなく国外にも送信できる点、受信者において当該著作物の表現を享受できる時間が制限されていない点で放送とは大きな相違がある。放送対象区域制限のない同時配信を含め、追っかけ配信及び見逃し配信は放送と利用態様が大きく異なることから、その権利処理はライセンス契約によるとする現行の制度を維持すべき。

- 同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信は、それぞれ異なったサービスであり、サービスごとの許諾が必要と考える。「同時配信等」に関してはまずは、「同時配信」に絞って考えることが望ましい。また、ストリーミング形式に限定することを望む。ダウンロード形式に関してはそのようなサービスが開始された場合に、別途の許諾によって行われるものとする。有料サービスが行われる場合は、当然のことながら権利許諾報酬に反映されるビジネスモデルとして捉えたいと考える。
- 対象は「同時配信」に限るべきであり、「追っかけ再生」や「見逃し配信」等は「同じ情報を同じタイミングで受けるサービス」でないことが明らかであるため、対象とすべきではない。検討対象のサービスとしては、放送との同時性、放送対象地域との同一性及び放送内容の同一性が必要ではないか。同時配信等の範囲については①有線放送による同時放送及び、②自動公衆送信による同時配信とも比較して検討すべき。
- 具体的な期間、配信形態、同時配信等に係る対価徴収の可否については、民放テレビ事業者が同時配信を実施するに当たっては、今年度から同時配信等を開始したNHKプラスの実績を踏まえた上で、同等の取扱いをするべき。同時配信等の実施主体については、放送事業者以外が実施することは問題ないが、権利処理の円滑化・確実性等の観点から、放送事業者が権利処理の実施主体となることが望ましい。
- 対象とするサービスの範囲は、申請時に、その時点で考えられる範囲を明記することを要望。同時配信と見逃し配信等は異なるものという認識。
- 放送事業者を利用許諾した記事等を、他業態の事業者が配信利用するような事態は避けるべき。同時配信等の配信の形態については、違法な蓄積、再配信、二次利用などを防ぐために、ダウンロード形式は避けるべき。また、新聞社が定める使用料が、有料サービスでの利用について別料金となる場合もあり得る。同時配信の許諾を得る時に、有料サービスに使う等の情報を開示して、適切な使用料を支払うべき。
- W P P Tにおけるレコードの公衆への伝達に該当する利用として報酬請求権の対象となる同時配信と、利用可能化に該当する利用として許諾権の対象となる追っかけ配信や見逃し配信は全く性質の異なる利用であり、しっかりと区別して検討する必要がある。
- 「同時配信」とオンデマンド配信（追っかけ配信）や「見逃し配信」含む）は全く性質の異なる利用であり、しっかりと区別して検討する必要がある。
- 「放送」と「同時配信等」では、視聴可能エリアや視聴可能者数が異なり、権利者に与える影響も相違する。「追っかけ配信」及び「見逃し配信」はオンデマンド性を有する点で、放送事業者自ら又は他者が提供する有料動画配信サービスと競合するものであり、「同時配信」とは明確に区別すべきである。
- 放送の同時配信等の定義としては、「同時配信」、「追っかけ再生」、「見逃し再生」（同時配信後「1週間以内」などの制限付き）を想定しており、これに放送について利用許諾済みの「ボカロ楽曲」「歌ってみた」「東方楽曲」といったコンテンツを利用することに関しては、概ね問題は無いと考えている。

②ラジオや衛星放送・有線放送等の取扱い

- 制度的対応は不要（既に、それぞれの同時配信サービスは、放送事業者との間で利用条件・使用料を事前に取り決めたとうえで運用されている。）。
- 利用する媒体を全て示した上で、利用の申請がなされることが肝要。
- 制度的対応を講じる場合に放送対象地域との同一性要件を求めないとするならば、対象となる「放送」の範囲を必要最低限に留める必要があり、「基幹放送事業者（放送法2条23号）が行う無料テレビ放送」の同時配信に限定すべき。

③その他

- 「放送と同等に扱う」とことというのは具体的にどのような扱いを希望するのか確認したい。権利処理全ての一括処理を実現するためにも、利用実績報告方法・利用割合算出方法などについて、放送5者協議のような場を設けて、統一ルールを作成する必要がある
- 民放局が同時配信を行う場合の権利処理は、権利処理の複雑化が招く未処理問題や制作会社による脚本の著作権囲い込みを防止するためにも、同時配信の実施状況や収入を把握可能な、当該配信を行う放送事業者自らが、責任をもって行うことを強く要望する。
- 「同時配信を放送と同等に扱う」のであれば、同時配信を「放送の補完」と位置付けることなく、放送から独立した媒体として取扱うべき。
- オンデマンド配信については、利用期間が長くなれば使用料も増えていく設定が多い。長期利用については、一定期間で再許諾とする場合もあり、一度の許諾で永続的なネット利用が可能となる場合が少なくない。期間に応じた柔軟な料金設定が可能となる施策を要望。
- 配信の自由度が上がることは、将来的に間違いなく向上されるべきサービスと考えられる。著作権者、著作隣接権者などの利益を不当に害さないという要件に反しない形で前向きに検討されるべき。
- 見逃し配信期間を長くし、放送事業者以外が主体となって実施し、有料サービスとして実施するなど、同時配信等の役割を大きくするのであれば、それに応じて追加されるべき利用料も加算されるべき。
- 著作権法上、同時配信等を放送と同等に扱うこと（権利制限規定や許諾推定規定の創設等）については特に慎重な検討が必要であり、当事者間の契約実務や既存のライセンス市場に悪影響を与えることのないよう十分な配慮が必要。
- 同時配信等においては、著作権使用料・隣接権使用料を追加で得たいと考えている場合がほとんど。

(2) 各論

①放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用

- 著作権に関する教育や普及啓発が進んでいなかった50年前の「社会的・心理的抵抗」を理由に設けられた法第38条第3項後段を手付かずにしたまま、現在のIT環境を前提にしたコンテンツの流通促進のみが進められるとすれば、本ワーキングチームの基本方針に照らしバランスを欠く懸念があるのではないか。同項後段に関しては、別途検討の場を設けることが望ましい。
- 放送で認められている現行の権利制限規定を直ちに配信サービスに適用すべきという考えはない。権利者の利益を損なわないことを前提に、他の配信サービスへの許諾の兼合い等も考慮し、慎重に議論すべき。
- 放送とインターネット配信では利用態様が大きく異なることから、個々の規定ごとに見直しが必要か否かを精査すべき。特に、法第38条第3項がインターネット配信に適用された場合、大画面のスクリーンやディスプレイを用いて公衆伝達を行うことが可能となるとともに、通常の家計用受信装置を用いる場合には営利目的や料金を徴収する場合でも公衆伝達が可能となることから権利制限の対象とすることは反対。
- 特に意見なし。
- 概ね理解できるが、放送と同じくするとその要望の趣旨からして、同時配信に限るべきで、「追っかけ再生」や「見逃し配信」等は対象とすべきではない。
- 脚本分野に関する規定(34条1項、38条3項、44条1項)については、権利処理の円滑化を図るのであれば「同時配信」も「放送」と同内容に見直すことが望ましい。
- 法第39条の権利制限規定の同時配信等への適用に当たっては、同条に関する「新聞著作権に関する日本新聞協会編集委員会の見解」(同条はあくまでも各種メディアが「報道的な態様において」利用する場合にのみ適用されるものであること、「論説」は原則として「社説」を指すこと等)や同条ただし書の存在を十分に踏まえた検討を要望する。
- 放送のみに許される権利制限規定等の同時配信等への適用については特に反対しない。しかし、当然、権利制限に向けたその条件や補償金などの話が持たれるものと考えている。
- 放送のみ許される権利制限等を「同時配信等」に限定して適用できるようにすることに特に反対しない。しかし、「同時配信等」以外の自動公衆送信について権利制限等を適用できるようにすることは慎重に検討されなければならない。
- レコードのオンデマンド配信については、WIPO実演・レコード条約14条において許諾権保護が義務付けられていることから、権利制限は慎重を期す必要がある。放送事業者等による一時的固定に係る著作権法第44条(第102条で著作隣接権に準用)の権利制限規定の見直しは不要と考える。

②借用素材の権利処理の円滑化

- 「放送」に加えて「同時配信等」を追加する場合、事前に意思表示してもらった上で使用料の算定を行っているため、実務は映画製作者が一括で許諾を行っている。
- 「放送」利用の権利処理の際、同時に「同時配信」利用についても一括処理することで権利処理の円滑化を図ることが出来るため、制度的な課題として見直す必要はない。なお、現在、同時配信と見逃し配信は「放送の補完」との位置付けであり、まだサービスも始まったばかりで利用者も少なく、実績もまだないことも踏まえ、低廉な使用料としているが、本来は動画配信サービスに準じた使用料を徴収すべき。
- 各新聞社側では、利用用途による料金表を備えているので、放送への利用許諾申請の際に、同時配信等への利用申請も行ってもらえば、作業負担を増やすことなく利用できる。配信の許諾は申請時点で明確にできると考える。また、新聞からの利用については、利用するコンテンツと利用する媒体をすべてきちんと申請して使用料を支払っていただくのが基本。放送と配信の利用を一度に申請してもらえれば作業負担を増大させるものとは思えないので、許諾推定規定等は不要。
- 番組制作にあたり、個々の著作物の利用許諾を受けることは当然であり、同時配信等についても許諾を受けることができることから、美術の著作物等について現状以上に、権利処理を円滑化すべき事項はない。
- 放送における出版物に含まれる著作物の利用は、著作者人格権に抵触する機会が多いことから、実態として集中管理体制が馴染まない。また、その利用態様も様々であるから、個々に協議し利用許諾を受けるのは当然である。その上で、放送の許諾を受ける際に、「同時配信等」も同時に許諾を受けることができるため、特にこれ以上円滑化すべき事項はない。借用素材に関する新たな権利制限規定を設けることにも反対。
- 借用素材に含まれる映像実演やパブリシティに関する権利や経済的な利益が損なわれないように配慮すべき。

③商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応

- アウトサイダーの問題は放送事業者（特に民放局）に起因する問題でもある。放送事業者が当連盟加入希望者に圧力をかけて加入を阻止すること、当連盟員への脚本執筆の委嘱を避けることや当連盟員に発注をしない等の圧力的言動により、集中管理が進まない。
- 脚本分野においてもアウトサイダーへの制度的な対応は必要。
- アウトサイダーにも年に数回、できる限り委託契約をするように案内をしており、委託契約がない場合も、多くの著作権者の連絡先は把握しているので、事業者からの申請の転送は可能。多くの出版契約は原作使用などの二次使用を出版社に委託する内容になっており、原作使用が原作書籍の売り上げに直結することから、出版社は原作使用の権利処理は積極的。したがって、アウトサイダーについてもそれほど不便はないと思われる。

- 放送番組に使用されたレコード実演の同時配信等については、既に集中管理によって円滑な権利処理が実現しているため、制度的な手当を行う必要はない。権利者団体に属しない権利者の問題も、制度的な手当を必要とするほどの問題が生じているか疑問。仮に制度的な手当を講じる場合も、実演家に適切な対価支払われない事態が生じないように十分に配慮すべき。
- 団体の集中管理のカバー率は約90%であり、大きな問題が生じているか疑問であるが、カバー率を更に高める方策や権利者団体に属さない実演家に係る権利情報の集約化は検討の余地があると考えられる。
- 放送番組配信に係るレコードの利用円滑化は集中管理の実現により達成されている中、仮に、当協会に管理委託していない権利者の存在を理由に制度的対応を講ずる場合であっても、既存のライセンス市場に影響しないように配慮するとともに、非委託者が通常の使用料相当額を確保できるよう措置すべき（なお、同時配信等を放送と同等に扱うとの趣旨が追加支払い不要ということであれば法改正に反対である。）。
- 非委託者について補償金請求権付きの権利制限規定を整備する場合であっても、非委託者が通常の使用料相当額について、同時配信を行う者から確保できるように措置すべき。非委託者を集中管理に誘導する観点から指定団体制度導入は必要ない。
- アウトサイダーの権利処理やクレーム処理については、民放連、NHK、レコード協会で締結されているネット配信を含む包括契約において、第三者からの異議申立て等については、放送事業者と日本レコード協会が協力してこれに対応するとなっているため、問題はないと考えている。
- 放送番組の同時配信等に関する非委託者からのクレームについては、放送用複製と同様、当協会と放送事業者が協力して解決に当たることに対応可能。
- アウトサイダーが多く存在することは間違いない。アウトサイダーへの対応としては、啓発活動と個々の実演家、製作者が権利意識をもってもらうことが重要。

④リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減

- 同時配信が本格化する中で現行制度上での対応が困難な事実が確認された場合、追加的な支払を前提とした法定許諾や強制許諾制度の導入を検討する余地があるものと考えられる。

⑤楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理

- インタラクティブ配信においても包括許諾を前提として考えている。よって、問題は利用実績報告・利用割合算出方法に限定される。他のインタラクティブ配信サービスと同様の利用実績報告・利用割合算出が難しいということであれば、放送5者協議のような場を設けて、早期に議論を開始し、現実的な処理方法を決定すべき。
- 複数の著作権等管理事業者が存在することで適正な競争状態が生じ、使用料が適正化されることで、放送事業者にとってもメリットになっているものと考えている。音楽出版社としては、著作権の管理委託をする際に、より効果的な管理をしてもらえる著作権等管理事業者を選択できる。また、当団体は当団体の会員社とJASRACやNextOneとの間の窓口になって、定期的に情報交換等を行っているが特段のトラブルは把握していない。著作権等管理事業者も包括許諾や支援ツールの提供など、前向きな対応や協議を行っている。

⑥外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進

- 外国曲のシンクロ権は外国のオリジナル・パブリッシャーに権利が留保されているところ、外国曲のシンクロ権の包括処理推進について権利者不在のまま新たなルールを決めようとする等、対応を誤ると、いたずらにオリジナル・パブリッシャーを刺激することになり、現行ルールで対応できている部分についてもより厳しい条件が提示される等の影響が懸念される。

⑦全体的な権利処理の作業負荷の軽減

- 配信と放送とで権利処理が別となれば、利用曲目報告の負担が大きいとの御意見もあるようだが、放送においても配信においても、放送作業を支援するツールというものを提供しており、フィンガープリント技術を活用した方法も実用化し、今後に向けた拡張も検討している。したがって、利用曲目報告については、許諾契約に基づく運用の範囲で対応できる事柄である。
- インタラクティブ配信においては、各事業者ともにその膨大な作業を行い、コストを負担し、サービスを展開している。そういったことも含めてサービス展開を検討すべきであるが、インタラクティブ配信について、権利処理のコスト等によりコンテンツの流通が大きく阻害され、結果的に権利者に不利益となり得るのであれば、段階的・暫定的に実施可能な方式を議論していく必要がある。
- 「本篇」「部分使用」とも事前に一括で対応できるよう配慮している。
- 脚本分野においては、「放送」と「同時配信」の一括権利処理等で対応できる部分が多いため、制度改正の必要性は低い。

- 現行の契約を、放送同時配信を前提とした契約に改める方針で、申請も許諾も放送と配信を一括して処理する。なお、放送事業者を３段階に分けて著作権使用料を設定しており、ローカル局の配信の場合、公衆送信は地域限定ではないので、この設定で読めず、放送事業者と協議が必要。
- 新聞記事などの利用については、放送と同時配信とで異なる権利処理方法が求められるというケースはほとんどないものと考えられるため、作業負担の増大の懸念はないものとする。
- 放送事業者の要望をふまえ、権利処理システム「ARMs」の改善など、作業負荷軽減に資する運用面での見直しに継続的に取り組んでいる。また、全放送局共通で提供する権利処理システム「ARMs」を、ローカル放送局も活用することで権利処理業務の効率化が図れる。
- NHKについては、受信料収入を財源として行われる放送番組配信（同時配信及び放送後１週間以内の見逃し配信）と二次使用料額の取決めを一体で行っており、民放テレビについても、放送と一体の契約を促進することで権利処理の負担軽減は可能であり、放送との一体契約によりローカル局における作業負担も軽減される。

⑧裁定制度の見直し

- 裁定制度に関しては、「補償金供託免除の対象拡大」も「相当な努力の要件緩和」も望ましいと考える。
- 放送や同時配信に限らず、簡素化が急務である。裁定申請から供託金支払いまで、できることから速やかに電子化に取り組むべき。
- 写真分野では、権利者の検索が困難な場合も多いと考えられる。その制度的対応としては、裁定制度の活用・拡充などが望ましい。
- 補償金の事前供託免除について、民間企業である民放局は破産の危険性があるためNHKと同列に扱えないことは明白。放送事業者以外の他の利用者也個別許諾のための負担を負っているのであり、放送事業者のみの特別扱いについては慎重に検討されなければならない。
- 不明権利者探索業務も実施し、放送事業者の権利処理を総合的に支援する体制を構築している。当団体の活用も視野に入れた裁定制度の改善を検討すべき。
- 著作物の放送に係る６８条の規定を同時配信等に拡張し、これをレコードに準用する必要性は乏しいと考えるが、申請手続の簡素化など、必要な改善策を講じることは賛成。

⑨その他

- 放送事業者が公式に同時配信等を行ったとしても、インターネット上の海賊版への大きな抑止力になることは期待できない。プロバイダあるいは海賊版へのマネタイズに関わる広告主の責任の強化も同時に行うべき。
- 権利処理の円滑化を制度化する際、権利者の利益が不当に害されることがないように十分考慮した上で、体制を整備すべき。
- 当事者間の契約を尊重することを前提にしつつ、新たな法整備に際しては、詳細に個別具体的な条文とすると、技術の進歩に法整備が追い付かず、利便性の著しく低い縛りが生じることは明らかなので、条文作成時には熟考を願いたい。
- 制度的な対応は裁定制度の拡充等にとどめ、スキームの見直し、権利者との契約窓口の一本化など、情報の整理による契約の簡略化などによって対応すべき問題。権利制限等の制度対応は、特に契約ベースで成立している大手フィルムライブラリーにとって大きな不利益を生じかねない懸念されるため、時期尚早であり、慎重な対応を要望する。
- 権利処理は、実演家等の権利や収益に直結する大切なプロセスであり、単に円滑化のための権利制限に偏ることがないようにバランスの取れた整備を切に要望する。許諾権ではなく報酬請求権での運用の可能性など、補償制度等での処理も視野に入れた制度改正の要望があれば誠実に対応したい。しかし、権利制限や補償による現状相場の連鎖的値崩れ等の想定される悪影響も視野に置きながら検討されることを要望。
- 従前の著作物の利用に加え、同時配信等の利用が新たに加わるのならば、従前の許諾料に同時再送信分の許諾料が加算されるのが当然である。新たな利用態様を追加するのであれば、それに応じた許諾料の増額をきちんと行うよう、各局は契約交渉を行う担当現場に徹底することを強く求める。
- レコードの「ウェブキャスティング（同時配信含む）」に許諾権が適用されることの妥当性については検討の余地があるものとする。
- 出演契約等の交渉において、基本的に実演家側の立場が弱く、必ずしも契約内容が明確になっていない実態がある。同時配信等の許諾を含め、実演家側が一方的に不利な契約を押し付けられないようにする必要がある。
- 外部制作会社が制作する放送番組について、放送番組であるにもかかわらず、ワンチャンスの扱いとされ、放送後の二次利用等に関する適切な対価が実演家に支払われないケースがあり速やかに是正する必要がある。
- 放送番組の同時再送信については、「地上デジタル放送の難視聴地域における伝送路としてIPマルチキャスト放送を活用することを目的」に2006年著作権法改正が行われたが、今般の要望はこれと、目的・必要性の点で大きく異なり、2006年改正法とのバランスを考慮することが必要である。

- レコード会社専属アーティストの解放手続については、NHK・民放連・レコード協会が参加の上で策定した「レコード会社と専属契約を締結している実演家が出演する放送番組のネット配信ガイドライン」（「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」）で取り決めた内容を同時配信にも拡張適用することが可能。また、権利情報を正確に把握できる環境の整備として、文化庁委託事業「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を通じ、音楽権利情報データベースにおけるレコード委任状況の可視化を実施。
- 時間のない中で結論を求められているため、優先すべきは、放送事業者からの要望のうち現行の著作権法上の制度的課題について検討が必要な事項に限るべき。
- 協会の会員は、インターネット番組配信には積極的な応援者がほとんど。インディーズ音源を問わず利便性の高いインフラ整備を早急に構築すべき（例：権利情報集約化による権利処理の実行など）。
- ネットクリエイターの著作権・著作隣接家に係る「同時配信」、「追いかけて再生」、「見逃し再生」（再生期間制限あり）は、現行法律のまま実施できる意見もあるが、法改正の必要性は行政に一任。）
- ネットクリエイターが自己管理する楽曲の著作権・音源の原盤権の情報を一元的に検索できるようにする仕組みの構築を希望。
- 自己管理されている著作権や著作隣接権について、権利の所在を明確に示すための新しいDBの構築と同時配信等に関する著作権使用料・著作隣接権使用料の規定の整備、それら使用料を徴収・分配する仕組みの構築を希望（文化庁で実証実験を行っている「情報検索ナビ」を（使用料分配機能を付けたうえで）実用化することを強く希望）。

（以上）